



平成 21 年 4 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社オーエー・システム・プラザ
代 表 者 代表取締役社長 長谷川 泰規
(J A S D A Q ・ コード 7 4 9 1)
問 い 合 わ せ 先 取締役管理本部長 兼 総務部部长
岡 田 晃 生
電 話 番 号 0 5 2 - 2 6 3 - 8 6 5 0

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 4 月 14 日開催の取締役会において、平成 21 年 5 月 26 日開催予定の第 27 回定時株主総会に、下記のとおり定款変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)の施行に伴い、当社定款規定のうち、株券、実質株主および実質株主名簿に関する文言を削除し、併せて経営体制の強化を図るため相談役、顧問を選定することができる旨を規定のうえ、その他の文言の修正および追加等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。(下線部分は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(株券の発行)</u></p> <p>第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第 8 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第 9 条 当社の単元株式数は、1,000 株とする。</p> <p><u>2. 当社は、単元株式数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式の権利)</p> <p>第 10 条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>	<p><u>(削 除)</u></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第 7 条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 8 条 当社の単元株式数は、1,000 株とする。</p> <p><u>(削 除)</u></p> <p>(単元未満株式の権利)</p> <p>第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 12 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第 13 条 ～ 第 23 条 (記載省略)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 24 条 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議により取締役社長 1 名を選定し、取締役会長 1 名および取締役副社長、専務取締役および常務取締役それぞれ若干名を定めることができる。</p> <p>第 25 条 ～ 第 49 条 (記載省略)</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 11 条 当社の株式ならびに新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第 12 条 ～ 第 22 条 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役、役付取締役、相談役および顧問)</p> <p>第 23 条 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議により取締役社長 1 名を選定し、取締役会長 1 名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役それぞれ若干名を定めることができる。</p> <p>3. 取締役会は、その決議により相談役および顧問を置くことができる。</p> <p>第 24 条 ～ 第 48 条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第 1 条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第 2 条 前条および本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、平成 22 年 1 月 6 日をもって前条および本条を削除するものとする。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	平成 21 年 5 月 26 日 (火)
定款変更の効力発生予定日	平成 21 年 5 月 26 日 (火)

※本議案による定款の一部変更は、株主総会において承認可決された時点から効力を生じることとします。

以 上